

第2期
くるめ
子どもの笑顔プラン

【中間期の見直しによる事業計画】



目次

第1章 計画の見直しにあたって	1
1 計画の見直しにあたって	1
2 見直しの内容	1
第2章 施策の体系	3
第3章 施策の内容	4
基本目標1 安心して生み 育てられる環境づくり	4
基本目標3 子どもの健やかな育ちを保障できる社会づくり	8
第4章 子ども・子育て支援事業計画.....	12
1 児童人口の推計	12
2 教育・保育の量の見込みと確保の内容	13
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	21
第5章 今後について.....	31

第1章 計画の見直しにあたって

1 計画の見直しにあたって ////////////////////////////////

市では、子ども・子育て支援法に基づく「久留米市子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一部含む計画として、久留米市の子ども子育て分野の基本的な計画となる「第2期くるめ子どもの笑顔プラン（計画期間：令和2年度～6年度）」を策定しました。

計画においては「子どもの笑顔があふれるまちづくり」を基本理念とし、全ての子どもが夢や希望を持って成長できるまちづくりを目指し、基本理念を具現化するための4つの基本視点及び、基本視点を実現するための3つの基本目標を設定し、子ども・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、計画策定後、推計を下回る数での少子化の進行や新型コロナウィルス感染症の流行など、子ども・子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しました。

教育保育に関する量の見込みについては、計画に従い、施設整備による定員増や、認定こども園への移行を図り、待機児童の解消を図ってきましたが、量の見込みは減少傾向にあることから、今後、区域・年齢ごとに供給が偏らないよう調整を図る必要が生じています。また、地域子ども・子育て支援事業についても、施設の臨時休所や事業の縮小を余儀なくされたことなどから、計画と実績値に乖離が生じているものがあります。

こうした中、計画では5年の計画期間中に計画内容と実態に乖離が生じた場合は、中間年を目途に計画の見直しを行うこととしていたこと、また、内閣府からも中間見直しについての指針となる「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」が示され、見直しの要件に該当することから、計画のより一層の推進を目指し、一部見直しを行うこととしました。

また、本計画策定にあたっては、子どもの保護者、有識者、子育て支援関係者等で構成される「久留米市子ども・子育て会議」の検討を経て策定しています。中間期の見直しにおいても、「久留米市子ども・子育て会議」の検討を経て見直しを行いました。

2 見直しの内容 ////////////////////////////////

計画の見直しにあたっては、計画策定時に掲げた本計画の基本理念である「子どもの笑顔があふれるまちづくり」および「基本視点」や「基本目標」については、計画の終了年である令和6年度まで継続していきます。

その上で、計画策定後の社会情勢の変化や事業実績を考慮し、次のとおり見直しを行いました。

(1) 計画とSDGsとの関連について

「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を目指し、17のゴールで構成される「SDGs（持続可能な開発目標）」は、「子どもの笑顔があふれるまちづくり」の実現に向け施策・事業を進めていくにあたり、欠かせない視点です。そのため、今回の中間期の見直しにあたり、3つの基本目標とSDGsとの関連性を明示しました。

(2) 施策の内容における事業の追加

これまで取り組んできた母子保健分野における11事業や、ヤングケアラー・若者支援といった行政課題へ対応するため、計画策定後に新たに取り組んだ事業を施策の内容における主な事業に追加しました。

これにより、「安心して生み育てられる環境づくり」、「子どもの健やかな育ちを保障できる社会づくり」のより一層の実現を目指します。

基本目標	施策の方向性	見直し内容（追加した事業）
安心して生み育てられる 環境づくり	妊娠・出産に対する支援	「母子（親子）健康手帳交付時の保健指導の実施」「乳幼児健康診査事業」「予期しない妊娠への相談支援（妊娠ほっとライン）」「新生児聴覚検査」「不育症検査費・治療費助成事業」「女性の健康相談」「思春期保健対策事業」「出産・子育て伴走型相談支援事業」「マタニティ交流会」
	切れ目のない子育て 支援サービスの充実	「離乳食教室」
	子育てに関わる 経済的負担の軽減	「未熟児養育医療給付費の助成」「育成医療給付費の助成」「新型コロナウイルス感染症等への対応」
子どもの健やかな育ちを 保障できる社会づくり	きめ細かな配慮を必要とする 子育て家庭への支援	「子どもの発達に関する相談」
	子どもの貧困対策の推進	「養育費確保支援事業」
	困りごとを抱える子どもへの支援	「ヤングケアラーへの支援」「若者相談支援事業」

(3) 子ども・子育て支援事業計画における変更点

①児童人口の推計

事業計画に記載している児童人口の推計値について、直近の児童数の動向を踏まえ、令和5年度及び令和6年度の児童数を見直しました。

②教育・保育の量の見込みと確保の内容

見直した児童人口の推計と令和2年度以降の実績値を基に、令和4年度から6年度の量の見込みと対応策について見直しを行いました。

③地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

計画策定後の実績値や実施状況を踏まえ、10事業について、令和5年度及び6年度の量の見込みと対応策について見直しを行いました。

第2章 施策の体系

子どもの笑顔があふれるまちづくり

子どもの幸せを
最優先する

子どもと子育て
家庭を社会全体
で支える

子育て家庭の
多様化・複雑化
した課題に対応
する

利用者の視点に
立った切れ目な
く質の高い支援
を行う

基本視点

基本目標

施策の方向性

安心して生み 育てられる 環境づくり



妊娠・出産に対する
支援

切れ目のない子育て
支援サービスの充実

教育・保育サービス
の充実

子育てに関わる経済的
負担の軽減

子ども・子育てを支 え合う地域づくり



地域で子育てを支え
合う活動の促進

地域での交流の場や
居場所づくりの推進

子育てと仕事の両立の
促進

結婚や子育てに
関する啓発の強化

子どもの健やかな 育ちを保障できる 社会づくり



きめ細かな配慮を必要
とする子育て家庭への
支援

子どもの貧困対策
の推進

児童虐待の防止

困りごとを抱える
子どもへの支援

第3章 施策の内容

基本目標1 安心して生み 育てられる環境づくり

■施策の方向性

(1) 妊娠・出産に対する支援

計画の見直しにあたり、9事業の追加を行いました。

子どもの成長やその後の子育てにも影響を及ぼす妊娠・出産期の支援として、「子ども子育てサポートセンター」を中心に、専門的な相談体制の充実を図るとともに、妊婦同士や保護者と地域の繋がりづくりに努めています。また、医療機関等との連携による産前・産後の支援サービスの提供を行います。

【見直し後の主な事業】

事業名	事業概要
妊婦健康診査事業	妊婦の健康管理を促し、安全・安心な妊娠・出産を支援する妊婦健康診査について、受診費用を助成する。
新生児及び妊産婦訪問指導事業	新生児及び妊産婦の家庭を保健師等が訪問し、適切な指導・助言を行い、安心して出産・育児に臨むことができるよう支援する。
産後ケア事業	心身の不調又は育児不安がある、家族の支援が十分に得られないなどの産後4か月未満の産婦を対象に、病院、助産所等で母子への心身のケアや育児サポートを行う。
産婦健康診査事業	産後うつを発症しやすい産後の初期段階において、母親の心身の健康状態や子どもの発育状況を確認する産婦健康診査について、受診費用を助成する。
妊娠期・出産後の健康教育・相談	妊娠期に沐浴や父親の妊婦体験などを行い、不安の解消を図るためにマタニティ教室を実施するとともに、出産後に健康や子育てに関する悩みを軽減するための相談会を開催する。
エンゼル支援訪問事業	妊娠期から出産後間もない時期に周囲の支援が十分に得られない家庭に対し、育児や家事の援助を行う産前・産後ヘルパーを派遣する。また、保育士・保健師による専門的な訪問支援を行う。

事業名	事業概要
母子（親子）健康手帳交付時の保健指導の実施	妊婦との最初の接点である妊娠届時に、保健師等の専門職が妊婦の問題の早期把握、早期支援を行うために、窓口での面談やアンケートを通じて保健指導を行う。
乳幼児健康診査事業 予期しない妊娠への相談支援（妊娠ほっとライン）	乳幼児の健全な発育・発達のために、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児に対して健康診査を実施する。
	予期しない妊娠などの相談に対して、保健師等の専門職が専用電話やメールでの相談支援を行う。
新生児聴覚検査	新生児聴覚検査費用の助成をすることにより、先天性難聴の早期発見、早期支援を行う。
不育症検査費・治療費助成事業	不育症に悩む方を支援するために、検査費用・治療費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。
女性の健康相談	女性が自身の健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう、相談会を行い、生涯を通じた女性の健康の維持・増進を図る。
思春期保健対策事業	思春期の児童生徒や保護者が妊娠・出産について考え、将来安心して結婚・妊娠・出産ができるように出前講座等を実施するとともに、関係機関との連携の強化を図る。
出産・子育て伴走型相談支援事業	妊娠届時、妊娠8か月、新生児訪問時に専門職による面談やアンケートを実施し、出産・育児等の見通しを立て、様々なニーズに即した必要な支援に繋ぐ。
マタニティ交流会	妊娠中から地域の子育て支援施設を知ることで、産後の利用につながりやすくなり、妊婦同士が繋がるよう妊婦の交流会を実施する。

（2）切れ目のない子育て支援サービスの充実

計画の見直しにあたり、1事業の追加を行いました。

子育て家庭の状況や子どもの成長段階等に応じ、切れ目のない総合的な支援に取り組みます。また、保護者同士が繋がりを深め、当事者同士で支え合う仕組みづくりを進めるとともに、関係機関・団体、地域と連携・協働しながら、子育て家庭に寄り添い、家庭の子育て力の向上を図ります。

【見直し後の主な事業】

事業名	事業概要
子育て世代包括支援事業	こども子育てサポートセンターにおいて、妊娠期から出産・子育て期まで、保護者や18歳までの児童の相談に対応し、切れ目のない支援を行う。身近な場所での相談体制を充実するとともに、その相談に対して地域・民間・NPO等と連携した支援を行う。

事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業	子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センターにおいて、子育て中の保護者や子どもの交流の促進、子育てについての相談、情報提供などを行う。
ブックスタート事業	0歳児とその保護者を対象に、赤ちゃんへの語りかけの大切さを伝え、絵本の読み聞かせや絵本のプレゼントなどを行い、赤ちゃんと保護者が一緒に絵本を楽しむきっかけづくりを行う。
一時預かり事業	保護者が一時的な就労、通院、緊急時等の場合に、保育所や認定こども園、その他の施設で子どもを一時的に預かる。
病児保育事業	子どもが病気や回復期で、教育・保育施設等での預かりが困難な場合に、看護師、保育士がいる病児保育施設で一時的に預かる。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生の預かり、保育施設への送迎など、小学生までの子育てについて、援助を受けたい人と行いたい人の相互援助活動を会員組織として支援し、地域の子育て支援活動を促進する。
子育て短期支援事業	保護者の疾病や出張、冠婚葬祭等により家庭での養育が困難な児童等を児童福祉施設において一定期間養育・保護する（ショートステイ、トワイライトステイ）。
学童保育事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学童保育所において適切な遊び及び生活の場を提供する。施設及び指導員の確保の取組を進め、高学年児童の全校区受入を図る。
小児救急医療事業	久留米広域市町村圏事務組合が実施する事業費の一部を構成市として負担することにより、久留米広域小児救急センターを開設し、夜間の小児初期救急診療を実施する。
離乳食教室	正しい口腔機能や生活習慣を習得するため離乳食教室を実施し、良好な育児の推進と適切な食生活の基礎づくりを図る。

(4) 子育てに関わる経済的負担の軽減

計画の見直しにあたり、3事業の追加を行いました。

児童手当をはじめとする各種手当、医療費の助成、教育や保育にかかる費用の無償化や援助、各種貸付制度等により、子育て家庭の経済的な負担の軽減に取り組みます。

【見直し後の主な事業】

事業名	事業概要
幼児教育・保育の無償化	保育所、幼稚園、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園、認可外保育施設等の利用者へ利用料の給付を行う。
補足給付事業	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の利用者が支払うべき副食の提供に係る費用の一部を給付する。
児童手当の支給	15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を養育している保護者に手当を支給する。
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（障害児は20歳未満）にある児童を養育している保護者に手当を支給する。
特別児童扶養手当の支給	精神または身体が障害の状態にある20歳未満の児童を養育している保護者に手当を支給する。
子ども医療費の助成	中学校3年生までの子どもを養育する保護者に対して、医療費の一部を助成する。
障害児福祉手当の支給	日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅障害児に対し、手当を支給する。
重度障害児（者）医療費の助成	3歳以上の障害児（者）又はその保護者に対して、医療費の一部を助成する。
小児慢性特定疾病医療費の助成	小児慢性特定疾病児童等の保護者に対して、医療費の一部を助成する。
就学援助	経済的な理由により、学校で必要な経費の支払いが困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品費等の一部を支給する。
奨学金の支給	経済的な理由により、高等学校等の修学が困難な生徒に対し久留米市奨学金を給付する。
みなし寡婦（夫）控除	未婚で18歳未満の子を養育するひとり親家庭を対象に、子育てや福祉などのサービスについて、税法上の寡婦（夫）控除等が適用されるものとみなして、利用料の軽減等を行う。
ファミリー・サポート・センター利用料助成事業の実施	就労支援や育児負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等に対し、ファミリー・サポート・センターの利用料の一部の助成を行う。
未熟児養育医療給付費の助成	入院医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行う。
育成医療給付費の助成	身体に障害を有する児童又は現存する疾患を放置することで将来障害を残すと認められる児童に対し、医療費の一部を助成する。

事業名	事業概要
新型コロナウイルス 感染症等への対応	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯の生活の負担軽減のため、給付金の支給や各種費用の助成等の支援を行う。

■ 基本目標3 子どもの健やかな育ちを保障できる社会づくり

■ 施策の方向性

(1) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

計画の見直しにあたり、1事業の追加を行いました。

ひとり親家庭や障害のある子どもがいる家庭、多胎児がいる家庭、外国人の保護者の家庭など、きめ細かい配慮を必要とする家庭に対し、関係機関・団体、地域と連携・協力し支援に取り組みます。

【見直し後の主な事業】

事業名	事業概要
ひとり親サポートセンター事業	ひとり親家庭等の保護者に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを実施する。
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の保護者が就職に有利な資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中と修了後に給付金を支給する。
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等に対して、12種類の資金を自立のために貸し付け、一定期間後に、主に月賦で償還を受ける。
ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭、父子家庭の親及び児童、父母のない児童に対して医療費の一部を助成する。
母子生活支援施設の運営及び措置	母子家庭の母と児童を共に保護し、入所者に寄り添って自立に向けた生活支援を行う。
ひとり親家庭日常生活支援の実施	一時的に生活援助が必要な場合又は日常生活を営むのに大きな支障が生じている場合の生活安定を図るため、家庭生活支援員の派遣を行う。

事業名	事業概要
多胎育児の産前産後サポート	多胎妊娠産婦を保健師や多胎児育児経験者が訪問し、子育てのアドバイスを行うとともに、多胎児育児の支援サービスを充実し、身体的、精神的負担軽減の取組を行う。
子ども発達支援センター機能整備	発達面で支援が必要な乳幼児を対象に、発達を促すための療育や個別の訓練を行うとともに、必要としている人が支援を受けることができるような相談・療育・訓練の体制を充実する。
障害福祉サービス	障害のある児童の入浴や排泄の介護を行う「居宅介護」、介護を行う家族の疾病等により一時的に自宅介護が困難になった場合の「短期入所」などのサービスを実施する。
障害児通所支援事業	障害のある児童の生活能力の向上のための訓練等を行う「放課後等デイサービス」や「児童発達支援事業」などを実施する。
障害児保育の推進（再掲）	障害児等の特別な支援が必要な子どもの保育所等での受け入れを推進するとともに、日常的に医療的ケアが必要な子どもの受け入れを行い、福祉の向上を図る。
外国人の相談支援	必要な妊婦に対し外国語版の母子健康手帳の配布を行うとともに、言語や文化に配慮した相談支援の取組を進める。
外国人等児童生徒サポート事業	日本語理解が困難な児童生徒が在籍する小・中学校にサポートスタッフを配置し、学校生活適応のための支援を行う。
子どもの発達に関する相談	専門医師、臨床心理士、言語聴覚士、保健師等の専門職が発達の診査、訓練指導を行うことにより、適切な療育に繋げる。

(2) 子どもの貧困対策の推進

計画の見直しにあたり、1事業の追加を行いました。

生まれ育った環境に関係なく、子どもたちが社会を生き抜く力を持ち、貧困の連鎖を断ち切ることができるよう、関係機関・団体、地域で連携・協力して、生活や教育、保護者の就労などの支援に取り組みます。

【見直し後の主な事業】

事業名	事業概要
スクールソーシャルワーカー活用事業	福祉分野の諸制度等について専門知識を有するスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、困りごとを有する児童生徒を取り巻く環境へ働きかけ、課題解決を図る。
子ども食堂事業（再掲）	家庭での食事摂取が十分でない子どもへ食事の提供をする場、地域で子どもが高齢者などと交流する場や子どもの居場所となる子ども食堂を支援し、地域での拡大を図る。
ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業（再掲）	ひとり親家庭等の子どもに対し、放課後から夜間にかけて、子どもの居場所となる拠点の設置あるいは家庭の訪問により、学習支援、生活支援、食事の提供を行う。
子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、進学や学習習慣等の相談支援を行う「アウトリーチ型」と、学習のみならず愛着形成、社会性の醸成と様々な人的交流の実現を目的とした無料塾を開催する「居場所型」の2種類の支援を実施する。
子どもの体験の機会の提供	市や民間団体などが実施する様々な子どもの体験活動事業について、家庭環境に関係なく参加・体験できるしくみをつくる。
養育費確保支援事業	養育費に関する公正証書等作成費用や養育費保証契約の保証料について補助を行う。

（4）困りごとを抱える子どもへの支援

計画の見直しにあたり、2事業の追加を行いました。

悩みや困りごとを抱える子どもの相談対応において、関係機関・団体、地域と連携・協力し、子ども・若者など当事者の声に耳を傾け、子どもの視点に立ち、子どもを取り巻く環境の改善に向けた支援を行い、解決に向けた取組を推進します。

【見直し後の主な事業】

事業名	事業概要
子ども自身への相談対応	こども子育てサポートセンターにおいて、18歳未満の児童の悩みや不安に対応する電話相談「結らいん」を設置するとともに、児童の困りごとへの相談支援を行う。

事業名	事業概要
非行を生まない社会づくり事業	関係機関や団体と連携し、子どもの安全、非行防止、立ち直り支援についての取組を行い、子どもが安全に安心して生活できるまちづくりを推進する。
スクールソーシャルワーカー活用事業	福祉分野の諸制度等について専門知識を有するスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、困りごとを有する児童生徒を取り巻く環境へ働きかけ、課題解決を図る。
スクールカウンセラ－活用事業	スクールカウンセラーを全ての市立小・中・特別支援学校・高校に配置し、児童生徒の様々な困りごとの解決に向けた支援を行う。
不登校児童対策事業	「らるご久留米」での学習指導や体験活動、臨床心理士によるカウンセリングを通じ、自信の回復を図り、学校復帰を支援する。
小中学校不登校対応総合推進事業	不登校問題の解消を図るために、小学校に生徒指導サポーター、全ての中学校に適応指導教室助手を配置し、きめ細かな支援を行う。
子どものSOSの出し方教育	児童生徒等を対象に、悩みや困りごとがある時には助けを求めるもよいということ、SOSの出し方や相談先、周囲の受け止め方などについて啓発を行う。
ヤングケアラーへの支援	こども子育てサポートセンターにおいて、ヤングケアラーに対応する窓口を設置し、福祉、医療、教育などの関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期発見し適切な支援につなげる取組を行う。
若者相談支援事業	「若者相談窓口みらくる」において、中学校卒業から39歳位までの方の悩みや不安に対し、支援機関・団体などと連携して相談支援を行う。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 児童人口の推計 //

【見直しの考え方】

計画策定時には、就学前児童人口が平成28年度をピークとし、その後減少していくものと推計していました。また、小学生児童人口は、令和4年度まで上昇を続け、その後減少に転じると見込んでいました。

今回の見直しにあたっては、令和2年度から令和4年度の実績を基準に計画策定時と同様コールド変化率法などにより再度推計しています。

見直し後の推計では、就学前児童人口は、平成29年度以降減少を続ける中、計画策定時を下回る数で推移すると推計しています。また、小学生児童人口は、計画策定時同様、令和4年度をピークとし減少に転じると推計しています。

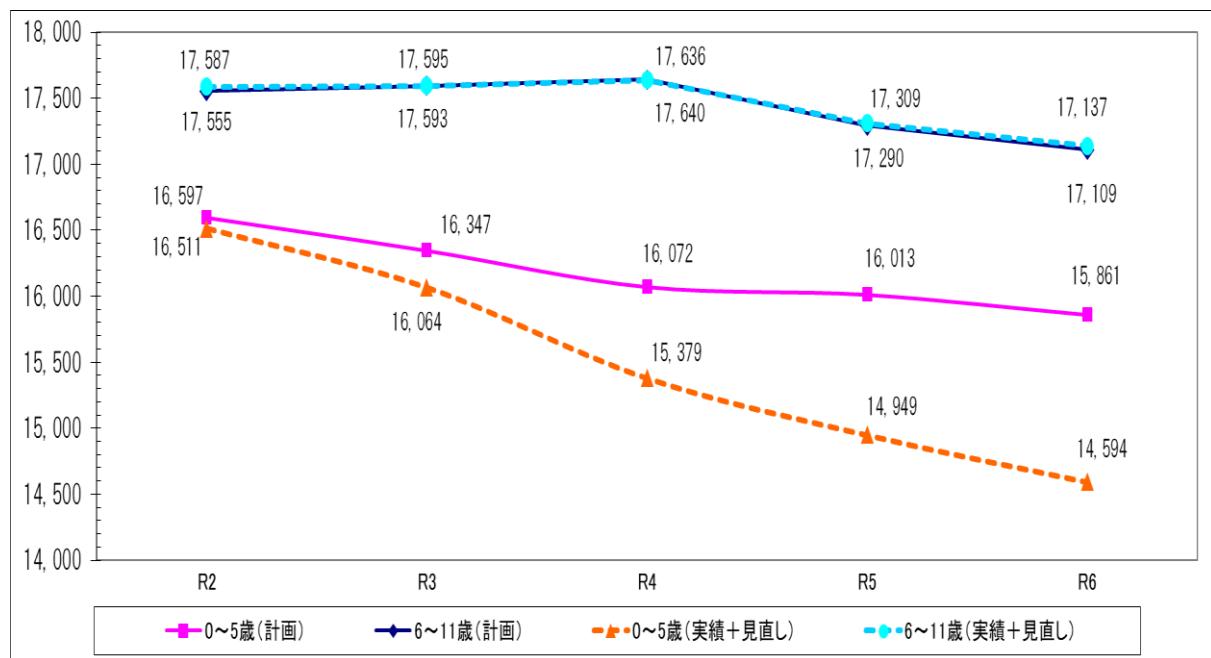
【就学前児童・小学生児童数の推移・推計】

	H30 実績	H31 実績	R2			R3			R4			R5			R6		
			計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	見直し	増減	計画	見直し	増減
0歳	2,678	2,651	2,677	2,579	-98	2,641	2,367	-274	2,608	2,289	-319	2,572	2,237	-335	2,534	2,359	-175
1歳	2,706	2,719	2,688	2,686	-2	2,714	2,661	-53	2,678	2,381	-297	2,645	2,332	-313	2,607	2,279	-328
2歳	2,937	2,673	2,723	2,720	-3	2,692	2,683	-9	2,718	2,626	-92	2,682	2,365	-317	2,649	2,316	-333
3歳	2,955	2,926	2,673	2,689	16	2,724	2,747	23	2,693	2,661	-32	2,718	2,628	-90	2,683	2,366	-317
4歳	2,961	2,922	2,915	2,922	7	2,662	2,686	24	2,714	2,732	18	2,682	2,653	-29	2,707	2,620	-87
5歳	2,969	2,985	2,921	2,915	-6	2,914	2,920	6	2,661	2,690	29	2,714	2,734	20	2,681	2,654	-27
0~5歳 (就学前児童)	17,206	16,876	16,597	16,511	-86	16,347	16,064	-283	16,072	15,379	-693	16,013	14,949	-1,064	15,861	14,594	-1,267
6歳	2,888	2,915	2,968	2,963	-5	2,904	2,897	-7	2,897	2,891	-6	2,646	2,669	23	2,699	2,711	12
7歳	3,011	2,886	2,922	2,930	8	2,975	2,999	24	2,911	2,902	-9	2,904	2,911	7	2,652	2,688	36
8歳	2,866	3,005	2,888	2,897	9	2,924	2,923	-1	2,977	2,988	11	2,913	2,894	-19	2,906	2,903	-3
9歳	2,884	2,874	3,020	3,018	-2	2,903	2,899	-4	2,939	2,940	1	2,992	2,997	5	2,928	2,903	-25
10歳	2,835	2,888	2,872	2,872	0	3,018	3,014	-4	2,901	2,904	3	2,937	2,941	4	2,990	2,998	8
11歳	2,869	2,835	2,885	2,907	22	2,869	2,863	-6	3,015	3,011	-4	2,898	2,897	-1	2,934	2,934	0
6~11歳 (小学生児童)	17,353	17,403	17,555	17,587	32	17,593	17,595	2	17,640	17,636	-4	17,290	17,309	19	17,109	17,137	28
合計	34,559	34,279	34,152	34,098	-54	33,940	33,659	-281	33,712	33,015	-697	33,303	32,258	-1,045	32,970	31,731	-1,239

※実績値：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

※令和5~6年：コールド変化率法などによる推計値

【就学前児童・小学生児童数の推移・推計】



2 教育・保育の量の見込みと確保の内容//

(1) 見直しの考え方

近年の出生数の減少を踏まえ、就学前児童数の推計を見直したことから、全ての区域において、令和4年度以降の量の見込み及び対応策の見直しを行いました。

(2) 量の見込みの算定方法

当初の計画においては、国が示した算出方法に基づき、保護者の就労状況、施設や事業の利用意向等を踏まえて、量の見込みを算出しました。

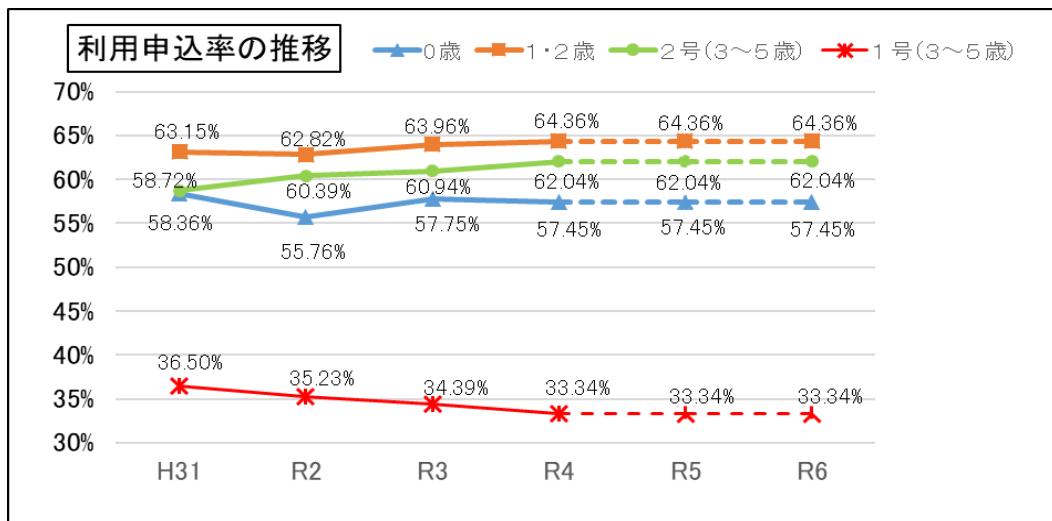
今回の見直しにあたっては、令和元年度以降の実績をもとに、令和5年度以降の量の見込みを算出しています。

$$\text{量の見込み} \quad (\text{支給認定区分ごと}) = \text{就学前児童数} \times \text{利用申込率}$$

①利用申込率は、各年度間（R元～R3）の増減率の平均値をR3年度の利用申込率に加算して、まずR4年度の利用申込率を算出しました。コロナ禍の影響で今後の利用申込率の先行きが見通せないため、令和5年度以降は令和4年度と同じ率としました。

②対象年齢となる児童数に①で算出した利用申込率を乗じて算出しました。

認定区分	項目	R元	R2	R3	R4	R5	R6
1号 3～5歳	児童数	8,833	8,526	8,353	8,083	8,015	7,640
	利用申込数	3,224	3,004	2,873	2,695	2,672	2,547
	利用申込率	36.50%	35.23%	34.39%	33.34%	33.34%	33.34%
2号 3～5歳	児童数	8,833	8,526	8,353	8,083	8,015	7,640
	利用申込数	5,187	5,149	5,090	5,015	4,973	4,740
	利用申込率	58.72%	60.39%	60.94%	62.04%	62.04%	62.04%
3号 0歳	児童数	2,651	2,579	2,367	2,289	2,237	2,359
	利用申込数	1,547	1,438	1,367	1,315	1,285	1,355
	利用申込率	58.36%	55.76%	57.75%	57.45%	57.45%	57.45%
3号 1～2歳	児童数	5,392	5,406	5,344	5,007	4,697	4,595
	利用申込数	3,405	3,396	3,418	3,223	3,023	2,958
	利用申込率	63.15%	62.82%	63.96%	64.36%	64.36%	64.36%



※参考：教育・保育の認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

(3) 保育利用率の目標値の見直しについて

保育利用率の目標設定にあたっては、当初計画と同様の考えに基づき、各年度のニーズ量（利用申込数）が確保すべき利用定員の目標値とし、見直しを行っています。

【当初計画】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
推計人口(A) (0~2歳)	8,088人	8,047人	8,004人	7,899人	7,790人
量の見込み(B)	4,970人	5,052人	5,072人	5,004人	4,933人
保育利用率の目標値 (B)／(A)	61.4%	62.8%	63.4%	63.3%	63.3%



【見直し後】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
推計人口(A) (0~2歳)	7,985人	7,711人	7,296人	6,934人	6,954人
量の見込み(B)	4,834人	4,785人	4,538人	4,308人	4,313人
保育利用率の目標値 (B)／(A)	60.5%	62.1%	62.2%	62.1%	62.0%

※ 推計人口 (A) … R2～R4は実績値、R5～R6は推計値

※ 量の見込み (B) … R2～R3は実績値、R4～R6は推計値

(4) 教育・保育の量の見込みと対応策の見直し（市全体）

●量の見込みと対応策（市全体）

(単位：人)

		R2		R3		R4		R5		R6	
		計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し	計画	見直し
1号 3～5歳	量の見込み(A)	3,183	3,004	3,065	2,873	2,968	2,695	2,993	2,672	2,972	2,547
	対応策(B)	4,241	4,085	4,210	4,050	4,208	3,919	4,223	3,635	4,223	3,654
	B-A	1,058	1,081	1,145	1,177	1,240	1,224	1,230	963	1,251	1,107
2号 3～5歳	量の見込み(A)	5,095	5,149	4,996	5,090	4,852	5,015	4,873	4,973	4,851	4,740
	対応策(B)	5,514	5,328	5,598	5,421	5,599	5,497	5,603	5,528	5,603	5,514
	B-A	419	179	602	331	747	482	730	555	752	774
3号 0歳	量の見込み(A)	1,426	1,438	1,448	1,367	1,454	1,315	1,437	1,285	1,415	1,355
	対応策(B)	983	1,000	998	1,016	1,001	1,023	1,019	1,033	1,019	1,033
	B-A	▲ 443	▲ 438	▲ 450	▲ 351	▲ 453	▲ 292	▲ 418	▲ 252	▲ 396	▲ 322
	量の見込み(A)	3,544	3,396	3,604	3,418	3,618	3,223	3,567	3,023	3,518	2,958
1・2歳	対応策(B)	3,337	3,305	3,378	3,316	3,383	3,433	3,392	3,482	3,391	3,487
	B-A	▲ 207	▲ 91	▲ 226	▲ 102	▲ 235	210	▲ 175	459	▲ 127	529

● 1号認定のうち預かり保育を利用している人数

(単位：人)

		R2	R3	R4	R5	R6
		実績	実績	見直し	見直し	見直し
1号認定のうち 預かり保育を利用	利用者数(A)	1,040	1,053	968	960	915
	登録者数(B)	1,221	1,254	1,188	1,152	1,108
	B-A	181	201	220	192	193

●区域ごとの施設数

施設の種類	合計	東部	北部	中央部	中央東部	中央南部	中央西部	南西部
公立保育所	9	2	1	3	1	0	1	1
私立保育所	54	10	5	14	6	6	9	4
認定こども園	23	0	4	5	4	1	4	5
事業所内保育事業所	4	0	1	1	0	1	1	0
小規模保育事業所	2	0	0	2	0	0	0	0
新制度幼稚園	4	1	0	3	0	0	0	0
私学助成幼稚園	6	1	0	2	1	1	1	0
企業主導型保育施設	17	1	0	8	3	1	2	2
届出保育施設	12	0	1	5	1	0	4	1
合計	131	15	12	43	16	10	22	13

※令和4年4月時点

●認定こども園等への移行予定

移行予定の施設数	令和5年度	○保育所3園 … 認定こども園への移行
		○幼稚園1園 … 認定こども園への移行
		○幼稚園2園 … 新制度幼稚園への移行
	令和6年度	○保育所2園 … 認定こども園への移行

(1) 1号こども

① 量の見込み（入所者数）

- ・見直し後の利用申込率は、見直し前より1.1%減少と見込んでおり、二
ーズ量は減少すると見込んでいます。

② 対応策（定員）

- ・対応策には、新制度幼稚園や認定こども園への移行を反映しました。
- ・市内の既存施設において、量の見込みを充足する定員数があることから、
保育所から認定こども園への移行にあたっては、エリアごとに、需給バラ
ンスに配慮して利用定員を設定します。

(2) 2・3号こども

これまでの施設整備や幼稚園からの認定こども園への移行等により、利用定員数は増加し、総数で見ると利用申込者数を上回っている状況です。しかし、依然として入所保留児童数は多く、その9割が3号認定です。これは、保護者が希望する年齢や施設に空きがない等、入所希望と受入施設のアンマッチが原因であると考えられます。

今後、2号認定の定員には空きが増える見込みであることから、2号認定及び3号認定の入所希望に見合う定員となるよう定員の見直しを促進していきます。

① 量の見込み（利用申込数）

2号認定

- ・見直し後の利用申込率は、見直し前より1.1%増加と見込んでいます
が、対象年齢児童数の減少によりニーズ量は減少すると見込んでいます。

3号認定（0歳児）

- ・見直し後の利用申込率は、見直し前より0.3%減少と見込んでいます。
- ・令和6年度は対象年齢児童数が若干回復する見込みであることから、ニーズ量も増加すると見込んでいます。

3号認定（1・2歳児）

- ・見直し後の利用申込率は、見直し前より0.4%増加と見込んでいます
が、対象年齢児童数の減少によりニーズ量は減少すると見込んでいます。

② 対応策（利用定員）

- ・対応策には、認定こども園への移行を反映しました。
- ・見直し後は、令和4年度以降、0歳児を除き、対応策が量の見込みを上回っていることから、認定こども園への移行や施設整備等に際して、エリアごとに、需給バランスに配慮して利用定員を設定します。
- ・さらに、施設定員を最大限に活用するため、保育士の人材確保にも取り組んでまいります。

(5) 教育・保育の量の見込みと対応策の見直し（区域ごと）

東部（山本・草野・善導寺・大橋・船越・水縄・田主丸・水分・竹野・川会・柴刈）

(単位：人)

		R2		R3		R4		R5		R6	
		計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し	計画	見直し
1号 3~5歳	量の見込み(A)	179	135	179	126	161	119	165	118	167	112
	対応策(B)	181	180	181	180	181	180	196	187	196	187
	B-A	2	45	2	54	20	61	31	69	29	75
2号 3~5歳	量の見込み(A)	691	680	690	684	621	682	637	676	646	645
	対応策(B)	699	686	723	688	723	714	723	706	723	711
	B-A	8	6	33	4	102	32	86	30	77	66
3号 0歳	量の見込み(A)	157	157	160	140	160	133	157	130	154	137
	対応策(B)	102	87	107	87	107	89	107	94	107	94
	B-A	▲ 55	▲ 70	▲ 53	▲ 53	▲ 53	▲ 44	▲ 50	▲ 36	▲ 47	▲ 43
3号 1・2歳	量の見込み(A)	388	377	388	398	398	367	389	344	382	336
	対応策(B)	342	341	342	340	358	349	359	354	358	359
	B-A	▲ 46	▲ 36	▲ 46	▲ 58	▲ 40	▲ 18	▲ 30	10	▲ 24	23

		R2		R3		R4		R5		R6	
		実績	実績	実績	見直し						
1号認定のうち 預かり保育を利用	利用者数(A)		50		39		40		40		38
	登録者数(B)		57		50		54		57		57
	B-A		7		11		14		17		19

北部（宮ノ陣・弓削・北野・大城・金島）

(単位：人)

		R2		R3		R4		R5		R6	
		計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し	計画	見直し
1号 3~5歳	量の見込み(A)	201	153	190	155	195	148	190	147	190	140
	対応策(B)	315	300	315	320	315	294	315	294	315	294
	B-A	114	147	125	165	120	146	125	147	125	154
2号 3~5歳	量の見込み(A)	558	574	547	543	571	532	556	527	557	502
	対応策(B)	524	515	537	515	537	525	540	515	540	515
	B-A	▲ 34	▲ 59	▲ 10	▲ 28	▲ 34	▲ 7	▲ 16	▲ 12	▲ 17	13
3号 0歳	量の見込み(A)	167	135	172	132	167	128	165	125	163	131
	対応策(B)	72	76	74	79	74	76	86	76	86	76
	B-A	▲ 95	▲ 59	▲ 98	▲ 53	▲ 93	▲ 52	▲ 79	▲ 49	▲ 77	▲ 55
3号 1・2歳	量の見込み(A)	411	371	427	365	414	348	410	327	405	320
	対応策(B)	317	329	322	327	322	330	328	326	328	326
	B-A	▲ 94	▲ 42	▲ 105	▲ 38	▲ 92	▲ 18	▲ 82	▲ 1	▲ 77	6

		R2		R3		R4		R5		R6	
		実績	実績	実績	見直し						
1号認定のうち 預かり保育を利用	利用者数(A)		49		54		49		49		47
	登録者数(B)		59		68		60		60		60
	B-A		10		14		11		11		13

中央部（西国分・莊島・日吉・篠山・京町・南薰・鳥飼・長門石・小森野・金丸）

(単位：人)

		R2		R3		R4		R5		R6	
		計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し	計画	見直し
1号 3~5歳	量の見込み(A)	1,144	1,003	1,106	971	1,068	916	1,093	907	1,084	866
	対応策(B)	1,612	1,410	1,612	1,385	1,612	1,335	1,612	1,179	1,612	1,179
	B-A	468	407	506	414	544	419	519	272	528	313
2号 3~5歳	量の見込み(A)	1,607	1,435	1,595	1,433	1,556	1,403	1,590	1,393	1,573	1,327
	対応策(B)	1,628	1,516	1,628	1,543	1,630	1,555	1,631	1,576	1,631	1,576
	B-A	21	81	33	110	74	152	41	183	58	249
3号 0歳	量の見込み(A)	450	455	451	431	454	411	449	402	444	425
	対応策(B)	330	312	331	332	334	347	340	347	340	347
	B-A	▲ 120	▲ 143	▲ 120	▲ 99	▲ 120	▲ 64	▲ 109	▲ 55	▲ 104	▲ 78
1・2歳	量の見込み(A)	1,116	1,008	1,119	988	1,128	932	1,116	873	1,104	855
	対応策(B)	1,030	996	1,029	1,021	1,035	1,080	1,037	1,084	1,037	1,084
	B-A	▲ 86	▲ 12	▲ 90	33	▲ 93	148	▲ 79	211	▲ 67	229

		R2		R3		R4		R5		R6	
		実績	実績	実績	見直し						
1号認定のうち 預かり保育を利用	利用者数(A)	320		313		294		292		278	
	登録者数(B)		379		410		374		371		316
	B-A		59		97		80		79		38

中央東部（東国分・御井・合川・山川）

(単位：人)

		R2		R3		R4		R5		R6	
		計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し	計画	見直し
1号 3~5歳	量の見込み(A)	476	517	449	526	441	501	445	497	446	474
	対応策(B)	571	695	526	665	526	665	526	665	526	665
	B-A	95	178	77	139	85	164	81	168	80	191
2号 3~5歳	量の見込み(A)	544	644	513	631	504	627	508	622	508	593
	対応策(B)	626	652	659	699	659	700	659	700	659	700
	B-A	82	8	146	68	155	73	151	78	151	107
3号 0歳	量の見込み(A)	184	218	194	199	193	191	191	186	188	196
	対応策(B)	128	127	135	129	135	130	135	130	135	130
	B-A	▲ 56	▲ 91	▲ 59	▲ 70	▲ 58	▲ 61	▲ 56	▲ 56	▲ 53	▲ 66
1・2歳	量の見込み(A)	478	470	482	476	482	445	474	417	467	408
	対応策(B)	437	412	457	421	457	449	457	452	457	452
	B-A	▲ 41	▲ 58	▲ 25	▲ 55	▲ 25	4	▲ 17	35	▲ 10	44

		R2		R3		R4		R5		R6	
		実績	実績	実績	見直し						
1号認定のうち 預かり保育を利用	利用者数(A)		198		210		200		198		189
	登録者数(B)		221		238		223		223		223
	B-A		23		28		23		25		34

中央南部（上津・高良内・青峰）

(単位：人)

		R2		R3		R4		R5		R6	
		計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し	計画	見直し
1号 3~5歳	量の見込み(A)	236	315	219	256	208	224	207	222	208	211
	対応策(B)	450	375	450	375	450	375	450	228	450	228
	B-A	214	60	231	119	242	151	243	6	242	17
2号 3~5歳	量の見込み(A)	369	372	355	369	341	366	340	363	341	346
	対応策(B)	456	391	455	387	455	394	456	439	456	439
	B-A	87	19	100	18	114	28	116	76	115	93
3号 0歳	量の見込み(A)	108	111	112	119	113	118	111	116	109	122
	対応策(B)	79	66	79	70	79	66	79	69	79	69
	B-A	▲29	▲45	▲33	▲49	▲34	▲52	▲32	▲47	▲30	▲53
1・2歳	量の見込み(A)	265	251	277	263	279	258	275	242	271	237
	対応策(B)	266	253	266	243	266	252	266	290	266	290
	B-A	1	2	▲11	▲20	▲13	▲6	▲9	48	▲5	53

		R2		R3		R4		R5		R6	
		実績	実績	実績	見直し						
1号認定のうち 預かり保育を利用	利用者数(A)		88		83		68		67		64
	登録者数(B)		114		102		108		73		73
	B-A		26		19		40		6		9

中央西部（南・安武・荒木・大善寺・津福）

(単位：人)

		R2		R3		R4		R5		R6	
		計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し	計画	見直し
1号 3~5歳	量の見込み(A)	785	763	768	730	748	685	750	679	734	647
	対応策(B)	919	955	935	955	934	910	934	922	934	933
	B-A	134	192	167	225	186	225	184	243	200	286
2号 3~5歳	量の見込み(A)	744	891	728	889	707	868	707	860	692	820
	対応策(B)	895	935	910	941	909	946	909	934	909	923
	B-A	151	44	182	52	202	78	202	74	217	103
3号 0歳	量の見込み(A)	218	229	218	236	220	226	217	221	212	233
	対応策(B)	183	225	183	224	183	227	183	229	183	229
	B-A	▲35	▲4	▲35	▲12	▲37	1	▲34	8	▲29	▲4
1・2歳	量の見込み(A)	538	587	540	589	547	556	538	522	528	511
	対応策(B)	565	582	565	586	565	590	565	592	565	592
	B-A	27	▲5	25	▲3	18	34	27	70	37	81

		R2		R3		R4		R5		R6	
		実績	実績	実績	見直し						
1号認定のうち 預かり保育を利用	利用者数(A)		287		312		275		273		260
	登録者数(B)		340		335		322		320		331
	B-A		53		23		47		47		71

南西部（城島・下田・江上・青木・浮島・西牟田・犬塚・三瀬）

(単位：人)

		R2		R3		R4		R5		R6	
		計画	実績	計画	実績	計画	見直し	計画	見直し	計画	見直し
1号 3~5歳	量の見込み(A)	162	114	154	109	147	102	143	102	143	97
	対応策(B)	193	170	191	170	190	160	190	160	190	168
	B-A	31	56	37	61	43	58	47	58	47	71
2号 3~5歳	量の見込み(A)	582	553	568	541	552	537	535	532	534	507
	対応策(B)	686	633	686	648	686	663	685	658	685	650
	B-A	104	80	118	107	134	126	150	126	151	143
3号 0歳	量の見込み(A)	142	133	141	110	147	108	147	105	145	111
	対応策(B)	89	107	89	95	89	88	89	88	89	88
	B-A	▲ 53	▲ 26	▲ 52	▲ 15	▲ 58	▲ 20	▲ 58	▲ 17	▲ 56	▲ 23
3号 1・2歳	量の見込み(A)	348	332	361	339	370	317	365	298	361	291
	対応策(B)	380	392	380	378	380	383	380	384	380	384
	B-A	32	60	19	39	10	66	15	86	19	93

		R2	R3	R4	R5	R6
		実績	実績	見直し	見直し	見直し
1号認定のうち 預かり保育を利用	利用者数(A)	48	42	41	41	39
	登録者数(B)	51	51	48	48	48
	B-A	3	9	7	7	9

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 //

(1) 妊婦健康診査事業

【見直しの考え方】

見直した0歳児の推計人口に、直近年度の出生数に対する妊娠届出比率と平均受診回数を算出し、量の見込みと対応策を見直しました。

今後も厚生労働省が示す基準に沿った検診の実施や、里帰り出産に対する償還払い等の受診しやすい体制づくりに取組むとともに、妊娠届出受付の際、専門職による窓口対応等において受診回数の維持に努めていきます。

【見直し後計画】

(単位：人・回)

		実績		推計		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	妊娠届出数	2,459	2,380	2,270	2,219	2,340
	健診回数	29,968	29,279	27,240	26,628	28,080
対応策	健診回数	29,968	29,279	27,240	26,628	28,080

【参考：当初計画】

(単位：人・回)

		推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	妊娠届出数	2,716	2,680	2,646	2,610	2,571
	健診回数	32,592	32,160	31,752	31,320	30,852
対応策	健診回数	32,592	32,160	31,752	31,320	30,852

(2) 新生児及び妊産婦訪問指導事業

【見直しの考え方】

見直した0歳児の推計人口に基づき、量の見込みを見直しました。計画策定時と同様に0歳児の人口推計に訪問率を乗じて訪問件数を算出しています。

引き続き、全戸訪問が可能となる実施体制を維持するとともに、訪問時の育児用品配布等、保護者が訪問を受け入れやすくする取組を進めています。

【見直し後計画】

(単位：人)

		実績		推計		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	訪問対象児数	2,579	2,367	2,289	2,237	2,359
	訪問率	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	訪問件数	2,579	2,367	2,289	2,237	2,359
対応策	訪問件数	2,579	2,367	2,289	2,237	2,359

【参考：当初計画】

(単位：人)

		推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	訪問対象児数	2,677	2,641	2,608	2,572	2,534
	訪問率	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	訪問件数	2,677	2,641	2,608	2,572	2,534
対応策	訪問件数	2,677	2,641	2,608	2,572	2,534

(3) 地域子育て支援拠点事業

【見直しの考え方】

見直した0～2歳児の人口推計に基づき量の見込みを見直しました。近年の利用実績、近年の利用率を勘案した利用率に推計児童数を乗じて算出しています。

量の見込みに対する対応可能な支援拠点施設は確保できています。今後も子育て家庭の孤立防止等のため拠点施設における情報発信や連携の強化を図りながら利用者ニーズに対応した支援体制を維持していきます。

【見直し後計画】

(単位：人/月)

		実績		推計		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		5,807	5,088	7,084	10,900	10,931
対応策	か所数	12	12	12	12	12
	確保量	5,807	5,088	7,084	10,900	10,931

【参考：当初計画】

(単位：人/月)

		推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		12,640	12,576	12,509	12,345	12,174
対応策	か所数	12	12	12	12	12
	確保量	12,640	12,576	12,509	12,345	12,174

(5) – 1 養育支援訪問事業

ア エンゼル支援訪問事業

【見直しの考え方】

見直した0歳児の人口推計に基づき量の見込みを見直しました。利用実績を基に、勘案した利用率に推計児童数を乗じて算出しています。

量の見込みに対応する利用枠は確保できています。ハイリスク家庭への訪問・支援を考慮して、専門職の研修によるヘルパーの質の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化して、適切な支援につなげていきます。

【見直し後計画】

(単位：人回)

		実績		推計		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	利用(実施)回数	1,421	1,912	1,893	1,850	1,950
対応策	利用(実施)回数	1,421	1,912	1,893	1,850	1,950

【参考：当初計画】

(単位：人回)

		推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	利用(実施)回数	2,144	2,115	2,089	2,060	2,030
対応策	利用(実施)回数	2,144	2,115	2,089	2,060	2,030

イ 養育環境改善家事援助事業

【見直しの考え方】

利用実績を基に、見直した人口推計に基づき量の見込みを見直しました。

今後も、必要とする家庭に支援が行き届くよう支援体制の確保に努めていきます。また、地区担当相談員が関係機関等と連携し、支援を必要とする家庭の把握及び適切な働きかけに努め、養育環境の改善を図っていきます。

【見直し後計画】

(単位：世帯・件)

		実績		推計		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	実施件数	116	230	139	163	192
対応策	実施件数	116	230	139	163	192

【参考：当初計画】

(単位：世帯・件)

		推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	実施件数	150	165	181	201	224
対応策	実施件数	150	165	181	201	224

(6) 子育て短期支援事業

【見直しの考え方】

直近の利用実績や、新型コロナウイルス感染症に伴う施設の開所状況等を勘案し、量の見込みを見直しました。

引き続き、養護が必要な児童の受け入れが可能となるよう、事業実施施設や関係機関と連携して実施体制を維持していきます。

【見直し後計画】

(単位：人日)

		実績		推計		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	利用者数	286	268	290	290	290
対応策	利用者数	286	268	290	290	290

【参考：当初計画】

(単位：人日)

		推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	利用者数	435	435	435	435	435
対応策	利用者数	435	435	435	435	435

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【見直しの考え方】

直近の利用実績を基に算出した利用率に、見直した人推計児童数を乗じて算しました。

みまもり会員の確保は事業を継続するうえでの課題です。引き続き、様々な機会、媒体において事業の周知・啓発を行い、新たな会員の確保に努め、実施体制を維持していきます。

【見直し後計画】

(単位：件)

		実績		推計		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	活動件数	448	304	478	469	465
対応策	活動件数	448	304	478	469	465

【参考：当初計画】

(単位：件)

		推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	活動件数	575	577	578	567	561
対応策	活動件数	575	577	578	567	561

※対象年齢：小学1～6年生（6～11歳）

就学前児童の利用は「(8) 一時預かり事業 1) 一時保育事業」に計上

(8) 一時預かり事業

ア 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【見直しの考え方】

保育所・認定こども園・幼稚園における一時預かり、ファミリーサポートセンターによる一時預かりについては、見直した児童数推計に、直近の利用実績を勘案し量の見込みを見直しました。

くるるん・児童センター、トワイライトステイによる一時預かりは、近年の利用率を勘案し量の見込みを見直しました。

各施設において預かりを行う保育士等の確保に向けた取組を継続し、実施体制の維持に努めます。

【見直し後計画】

(単位：人日)

		実績		推計		
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	利用者数	12,052	11,240	10,799	10,774	11,244
対応策	保育所・認定こども園・幼稚園における一時預かり	10,823	9,561	9,257	8,989	9,387
	ファミリー・サポート・センターによる一時預かり	368	714	360	350	365
	くるるん、児童センター、トワイライトステイによる一時預かり	861	965	1,176	1,435	1,492
	対応策合計	12,052	11,240	10,799	10,774	11,244

【参考：当初計画】

(単位：人日)

		推計				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	利用者数	19,242	18,717	18,527	18,423	18,310
対応策	保育所・認定こども園・幼稚園における一時預かり	16,510	15,925	15,664	15,483	15,291
	ファミリー・サポート・センターによる一時預かり	458	442	434	429	424
	くるるん、児童センター、トワイライトステイによる一時預かり	2,274	2,350	2,429	2,511	2,595
	対応策合計	19,242	18,717	18,527	18,423	18,310

イ 一時預かり事業（幼稚園型）

【見直しの考え方】

児童数推計の変更に伴い、直近の利用実績を勘案し量の見込みを見直しました。

市内全ての私立幼稚園・認定こども園において実施されており、今後もニーズに対応できるよう実施体制の維持に努めます。

【見直し後計画】

(単位：人日)

		実績			推計	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部	量の見込み	8,657	6,204	5,551	6,359	6,043
	対応策	8,657	6,204	5,551	6,359	6,043
北部	量の見込み	18,802	13,390	7,953	7,441	7,080
	対応策	18,802	13,390	7,953	7,441	7,080
中央部	量の見込み	38,324	35,962	48,253	47,353	46,045
	対応策	38,324	35,962	48,253	47,353	46,045
中央東部	量の見込み	25,676	26,329	27,970	25,029	23,857
	対応策	25,676	26,329	27,970	25,029	23,857
中央南部	量の見込み	9,139	11,226	11,423	10,508	9,831
	対応策	9,139	11,226	11,423	10,508	9,831
中央西部	量の見込み	53,419	51,542	36,510	37,161	36,394
	対応策	53,419	51,542	36,510	37,161	36,394
南西部	量の見込み	7,259	7,023	4,804	5,637	5,412
	対応策	7,259	7,023	4,804	5,637	5,412

【参考：当初計画】

(単位：人日)

		推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部	量の見込み	5,565	5,554	5,002	5,133	5,200
	対応策	5,565	5,554	5,002	5,133	5,200
北部	量の見込み	16,474	16,037	16,651	16,228	16,260
	対応策	16,474	16,037	16,651	16,228	16,260
中央部	量の見込み	45,368	44,554	43,254	44,213	43,803
	対応策	45,368	44,554	43,254	44,213	43,803
中央東部	量の見込み	23,333	21,992	21,626	21,802	21,826
	対応策	23,333	21,992	21,626	21,802	21,826
中央南部	量の見込み	8,307	7,883	7,527	7,520	7,542
	対応策	8,307	7,883	7,527	7,520	7,542
中央西部	量の見込み	41,240	40,343	39,247	39,284	38,462
	対応策	41,240	40,343	39,247	39,284	38,462
南西部	量の見込み	6,598	6,400	6,205	6,012	5,997
	対応策	6,598	6,400	6,205	6,012	5,997

(9) 延長保育事業

【見直しの考え方】

利用実績を基に利用率を算出し、見直した児童数推計を乗じて量の見込みを見直しました。

各施設において延長保育を行う保育士等の確保に向けた支援を継続し、実施体制の維持に努めます。

【見直し後計画】

(単位：人)

		実績		推計		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部	量の見込み	225	275	354	334	325
	対応策	225	275	354	334	325
北部	量の見込み	334	320	294	290	282
	対応策	334	320	294	290	282
中央部	量の見込み	765	711	798	786	768
	対応策	765	711	798	786	768
中央東部	量の見込み	449	313	359	360	352
	対応策	449	313	359	360	352
中央南部	量の見込み	283	204	214	215	198
	対応策	283	204	214	215	198
中央西部	量の見込み	572	512	486	467	455
	対応策	572	512	486	467	455
南西部	量の見込み	330	427	289	275	268
	対応策	330	427	289	275	268

【参考：当初計画】

(単位：人)

		推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東部	量の見込み	319	322	304	305	305
	対応策	319	322	304	305	305
北部	量の見込み	330	333	335	328	326
	対応策	330	333	335	328	326
中央部	量の見込み	1,128	1,126	1,116	1,122	1,109
	対応策	1,128	1,126	1,116	1,122	1,109
中央東部	量の見込み	527	519	514	512	508
	対応策	527	519	514	512	508
中央南部	量の見込み	250	251	248	245	243
	対応策	250	251	248	245	243
中央西部	量の見込み	606	600	596	590	579
	対応策	606	600	596	590	579
南西部	量の見込み	455	454	454	444	441
	対応策	455	454	454	444	441

(10) 病児保育事業

【見直しの考え方】

対象年齢の人口推計に、近年の利用者数に新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少を勘案し量の見込みを算出しました。

また、届出された企業主導型保育施設における病児保育体制の増加に伴い、対応策を見直しました。

実施体制の維持を支援するとともに、量の見込みに対する対応策は確保できていますが、届出された企業主導型保育施設を含めた事業周知に努め、感染症流行期などの利用集中期における利用の平準化を図ります。

【見直し後計画】

(単位：人日)

		実績		推計		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	利用人数	1,694	2,814	3,424	3,345	3,273
対応策	利用人数	10,200	10,200	15,900	15,900	15,900

【参考：当初計画】

(単位：人)

		推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	利用人数	3,438	3,417	3,394	3,353	3,319
対応策	利用人数	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200

(11) 学童保育事業

【見直しの考え方】

児童数推計の変更に伴い、学童保育所入所率を勘案して量の見込みを算出しました。また、専用施設の整備に加え、教育委員会と連携した学校施設の活用等により拡大した定員に伴い、対応策を見直しました。

引き続き、教育委員会と連携し学校施設の活用などを進め、定員超過校区の解消に努めるとともに、学童保育所指導員の確保に努め、実施体制の維持を図ります。こうしたことにより、全校区での高学年受入れの早期実現を図ります。

【見直し後計画】

(単位：人)

		実績			推計	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	4,137	3,998	4,090	4,146	4,172
	高学年	389	389	402	628	612
	合 計	4,526	4,387	4,492	4,774	4,784
対応策		4,091	4,328	4,368	4,368	4,368

【参考：当初計画】

(単位：人)

		推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	4,319	4,448	4,551	4,466	4,425
	高学年	508	531	525	563	543
	合 計	4,827	4,979	5,076	5,029	4,968
対応策		4,140	4,554	4,702	4,782	4,822

第5章 今後について

2022年9月までに生まれた子どもの数が、国の調査開始以来最低のペースとなるなど、少子化に歯止めがかからない状況が続いており、久留米市においても同様の傾向が見受けられます。加えて、全国的には児童虐待の相談対応件数や不登校の件数が過去最高となるなど、子どもを取り巻く環境は深刻で、令和2年度から続くコロナ禍が拍車をかけていると言われています。

本市では、この度見直した計画に基づき、子どもや子育て世帯の支援を行い、結婚や子育てに関する不安や負担感の緩和を図ることで、子どもを生み育てようと思える、子育てをすることに喜びを感じられる社会の実現に努めていきます。

少子化の進行は、社会全体に多大な影響を及ぼすことから、社会全体で取組の推進を図っていく必要があります。一方で少子化をめぐる対策については、すぐにその効果は表れないため、未来を見据えた中長期的な展望のもと、息の長い対策を実行していくことも大切です。

国では、子どもの権利条約にのっとり、こども施策を総合的に推進するため、「こども基本法」（令和5年4月施行）が制定されました。その中では、すべての子どもの意見が尊重され、最善の利益が考慮されること、その実現に向け、すべての子どもが意見を表明する機会があること等が求められています。また、法の制定とともに、令和5年4月に「こども家庭庁」が新設され、令和5年度中に「こども大綱」を策定し、今後の子ども施策に関する基本的な方針や重要事項を示す予定とされています。

このような状況のもと、子ども・若者、子育ての当事者や支援者の声を聴き、未来ある子どもの育ちを保障するとともに、地域全体で支えるために、地域や関係団体と連携・協働して取組の推進を図っていきます。また、国の動きを十分に見据えながら、本市における次期計画策定へ向けた準備を今後進めていきます。

【今後のスケジュール】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 以降
第2期計画						
	見直し前			見直し後		
第3期計画				ニーズ調査 策定作業		第3期計画

第2期くるめ子どもの笑顔プラン 【中間期の見直しによる事業計画】

令和5年3月

発行 久留米市 子ども未来部 子ども政策課
〒830-8520 久留米市城南町15-3
(電話) 0942-30-9227